



国海環第84号
平成26年12月8日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
大谷 雅実



二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める
省令の一部改正について（通知）

下記省令の一部改正が平成26年12月10日に公布（施行日：平成27年1月1日）される
予定ですので、ご了知頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

○二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定
める省令（平成24年国土交通省・環境省令第3号）



二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する 基準を定める省令の一部を改正する省令について

1. 制定の経緯

平成23年7月、国際海事機関（IMO）において、マルポール条約附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）の改正案が採択され、船舶に係る二酸化炭素放出抑制指標の基準が改正された。

そこで、我が国においても当該改正内容を担保するため、標記省令について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の26第1項第2号の省令で定める基準について、新造船及び改造船に対して適合が義務付けられている、船舶の用途及び載貨重量トン数その他船舶の大きさに関する指標に応じた二酸化炭素放出抑制指標[※]の基準の変更を行う。（詳細は「参考1」）

※ 二酸化炭素放出抑制指標

1トンの貨物を1マイル（1,852m）輸送する際の、船舶からの二酸化炭素の放出量を示す指標（単位はグラム／トン・マイル）

3. 今後のスケジュール

公 布 : 平成26年12月10日

施 行 : 平成27年1月1日

参考1:二酸化炭素放出抑制指標の基準

二酸化炭素放出抑制指標の基準

個々の船舶につき算定する二酸化炭素放出抑制指標※1が

$$\left(1 - \frac{\text{削減率}}{100}\right) \times \text{船舶の用途に応じ算出された二酸化炭素放出抑制指標の平均値}^{\ast 2}$$

以下であること。

※1 1トンの貨物を1マイル(1,852m)輸送する際の、船舶からの二酸化炭素の放出量を示す指標(単位はグラム/トン・マイル)

※2 過去10年(1999年~2009年)に引き渡された船舶の二酸化炭素排出抑制指標の平均

削減率

改正においてPhase 1の期間に適用される基準を定める。
(その後は、各Phaseの適用時期に合わせた改正を予定)

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標 (載貨重量トン数)	Phase 0	Phase 1	Phase 2	Phase 3
		2013年1月1日 ~ 2014年12月31日	2015年1月1日 ~ 2019年12月31日	2020年1月1日 ~ 2024年12月31日	2025年1月1日以降
バルクキャリア	20,000 DWT以上	0	10	20	30
	10,000 - 20,000 DWT	適用しない	0-10 ^{※3}	0-20 ^{※3}	0-30 ^{※3}
	10,000 DWT以上	0	10	20	30
液化ガスばら積船	2,000 - 10,000 DWT	適用しない	0-10 ^{※3}	0-20 ^{※3}	0-30 ^{※3}
	20,000 DWT以上	0	10	20	30
タンカー 有害液体物質ばら積船	4,000 - 20,000 DWT	適用しない	0-10 ^{※3}	0-20 ^{※3}	0-30 ^{※3}
	15,000 DWT以上	0	10	20	30
コンテナ船	10,000 - 15,000 DWT	適用しない	0-10 ^{※3}	0-20 ^{※3}	0-30 ^{※3}
	15,000 DWT以上	0	10	15	30
一般貨物船	3,000 - 15,000 DWT	適用しない	0-10 ^{※3}	0-15 ^{※3}	0-30 ^{※3}
	5,000 DWT以上	0	10	15	30
冷凍運搬船	3,000 - 5,000 DWT	適用しない	0-10 ^{※3}	0-15 ^{※3}	0-30 ^{※3}

※3 削減率は、船舶の大きさにより2つの値の間で線形補間され、小さい削減率が小さい船舶の大きさに対応する。

国土交通省令第三号

○環境省令第三号
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十六
第一項第二号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準
を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年十二月十日

国土交通大臣 太田 昭宏
環境大臣臨時代理
国務大臣 有村 治子

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改
正する省令
二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改
正する省令（平成二十四
年
国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。
第二条の表を次のように改める。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一 タンカー等（次号に掲げるものを除く）	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が1096.92Dw ^{-0.25} 以下であること。
	Dwが四千トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が1218.8Dw ^{-0.25} （1-0.1Dw-4000）以下であること。 ¹ 16000
	Dwが四千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
二 タンカー等（その貨物倉の一部分がばら積み積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限り。）	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が1097.1Dw ^{-0.25} 以下であること。
	Dwが四千トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が1219Dw ^{-0.25} （1-0.1Dw-4000）以下であること。 ¹ 16000
	Dwが四千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
三 液化ガスばら積船	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が1008Dw ^{-0.25} 以下であること。
	Dwが二千トン以上一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が1120Dw ^{-0.25} （1-0.1Dw-2000）以下であること。 ¹ 8000
	Dwが二千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
四 ばら積貨物船	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が855.611Dw ^{-0.25} 以下であること。 ¹

五 コンテナ船	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が156.798Dw ^{-0.25} 以下であること。 ¹
	Dwが一万トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が172.22Dw ^{-0.25} （1-0.1Dw-10000）以下であること。 ¹ 5000
	Dwが一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
六 冷凍運搬船	Dwが五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が204.309Dw ^{-0.25} 以下であること。 ¹
	Dwが三千トン以上五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が227.01Dw ^{-0.25} （1-0.1Dw-3000）以下であること。 ¹ 2000
	Dwが三千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
七 一般貨物船	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が96.732Dw ^{-0.25} 以下であること。 ¹
	Dwが三千トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が107.48Dw ^{-0.25} （1-0.1Dw-3000）以下であること。 ¹ 12000
	Dwが三千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
八 前各号に掲げる船舶以外の指標確認対象船舶	Dwが三千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

備考 Dwは、載貨重量トン数

附則

1 (施行期日)
この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の前日に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十七年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて、平成三十年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。